

通学規定

徒歩通学を原則とする。ただし、以下の許可区域の者には自転車通学を許可する。

(自転車通学許可申請をする。)

= 自転車通学許可区域 =

大東, 大府小学区…月見町, 大東町, 朝日町

神田小学区…全域

東山小学区…ありません

JRの線路より西側の地域

〈 通学路 〉

学校で指定されている通学路を利用して登下校する。各家庭からそこに至る支線は、各家庭で選択すること。

1. 徒歩通学者に対する諸規定

- (1) 右側を通行する。道路は一列通行とする。
- (2) 交通規則を守る。
- (3) 道路の横断には、横断歩道、歩道橋、地下道を利用する。

2. 自転車通学者に対する諸規定

- (1) 自転車使用時には、ヘルメットを着用し、あごひもをしめる。
- (2) 交通規則を守る。
- (3) 校内及び学校周辺においては学校の定めた規則に従う。

《校内及び学校周辺規則》

- 正門前の交差点から桃山町3丁目の交差点までは下車して歩く。
 - 正門前の交差点から自転車置場までは下車して歩く。
 - 北門の坂は下車して歩く。
- (4) 自転車は通学に適したもので、次の事項を完備したものであること。
 - ドロップ・セミハンドル等の特殊なハンドルは使用しない。(オールランダーを除く。)
 - 変速機は内装が望ましい。
 - 学校で指定した番号札, ベル, ブレーキ, 前照灯, 防犯登録等を完備する。
(その他通学に不要なものはつけない。)
 - 両足が地面に着くこと。
 - (5) 自転車は、各学級に指定された置場に正しく置く。
 - (6) スリーウェイバッグは自転車の荷台にしばりつけるか、背負う。(かごに入れない。)
 - (7) 一列通行とする。
 - (8) 追い越しはさける。ただし、やむを得ない場合は、後方の安全を確かめてからする。

3. 特別な場合の規定

- (1) 徒歩通学者が、試合などで自転車を利用する場合は顧問の指示に従う。
- (2) その他の理由で臨時許可を受けたい場合は担任を通して許可をとる。

4. 違反の処理

徒歩・自転車通学を問わず通学規定に違反した場合は、係の先生の指導を受ける。交通事故の危険性のある者については、自転車通学の一定期間の停止、または、許可取り消しの処分を受ける。